

資料2 重大な事象が発生した場合等、特に必要がある場合に実施した特別保安監査における行政指導と主な改善報告

担当局	発出先	発出者	通知	指導内容	報告	主な改善報告内容
北海道運輸局	株式会社マックアースリゾート北海道代表取締役	運輸局長	H25. 3. 29	<p>1. 索道施設及び検査記録について以下の事実を確認した。</p> <p>(1) オーンズ・リフトA第1号支柱実線側脱索検出装置について、リミットスイッチの位置が工事計画と相違していること。</p> <p>(2) オーンズ・リフトA過負荷保護装置が動作しない状態であったこと。</p> <p>(3) オーンズ・リフトAの救助装置について、第3号支柱の伸縮ポールが配置されていなかったこと。</p> <p>(4) オーンズ・クウッドについて、脱索検出装置の一部において、当該装置本体と取付け金具との間に緩みがあり当該装置が脱落するおそれがある状態であったこと。</p> <p>(5) オーンズ・リフトA及びオーンズ・クウッドの適合確認検査及び始業点検の記録の一部について、結果が適切に記録されていなかったこと。</p> <p>(6) オーンズ・クウッドについて、第7号支柱空線側及び第8号支柱実線側の受索装置に傾きがあったこと。</p> <p>よって、必要な措置を講ずるとともに、索道施設について確実な整備・検査を実施する体制を構築すること。</p> <p>また、これらの施設及び検査記録の重要性について、係員に十分認識させるよう教育訓練を実施すること。</p> <p>2. ばね異常検出装置が動作したにもかかわらず、適切な処置を講じていなかった。</p> <p>よって、各保安装置動作時の取扱いを係員に徹底するとともに、これら保安装置の機能を十分理解させるよう教育すること。</p> <p>また、教育については、適切に実施し、実施人員、実施内容等を確実に管理すること。</p>	H25. 4. 30	<p>1. について</p> <p>(1) について。</p> <p>当該脱索検出装置のリミットスイッチについて、3月11日に工事計画の通りの位置に設置。施設については、監査時の状態で前事業者から譲渡を受けたため、工事計画の図面と同じであるか確認を行っていなかった。</p> <p>今後は、来期の適合確認検査時に関係法令に対する索道施設の適合性を再確認し、施設の修繕・改善を行う場合は、索道技術管理者が、手続きの要・不要を十分確認し実施するとともに、改修・改善実施後、営業運転前に工事図面と現状施設との確認を行う。</p> <p>(2) について。</p> <p>2012年の10月頃、当該過負荷保護装置の故障が判明し、索道メーカーに修理の依頼を行ったが、当該装置が製造中止と報告を受け、具体的な修理プランの提示がなかったため、索道メーカー以外の電気機器メーカー等に相談しながら、自社での修理方法について検討していたが、結果的には放置状態となった。</p> <p>4月4日に当社専属の電気設備業者を通じて同装置の電気メーカーと協議した結果、現存のものと同仕様の代替品があることが判明、4月11日に交換した。</p> <p>今後は、索道施設の適合性を検査等により再確認し、不具合が判明した場合には迅速に復旧します。</p> <p>また、故障状態を放置しないため、故障内容・処置方法及び対策実施日など記録に残し、索道技術管理者及び安全統括管理者補佐の検印欄を設け、実施状況を確実に確認する。</p> <p>(3) について。</p> <p>オーンズ・クウッドリフトで2月26日に発生した救助において、本来、クウッドリフトの救助体制上、必要のないリフトAの救助装置を使用し、その後、元に戻し忘れてしまった。また、2月27日に1月検査を実施しているが索道技術管理者は所定の場所にあるものと思い込み、実際に目視確認せずに救助装置の配置に良と記載した。</p> <p>第3支柱に戻し忘れていた伸縮ポールについては3月8日に配置した。</p> <p>また、3月15日に教育講習会にて、整備細則に基づく1月検査の確実な実施方法について、索道技術管理者及び索道技術管理員に周知・徹底した。</p> <p>なお、来期の営業開始前の教育において、再度、周知・徹底する。</p> <p>また、これまで1月検査については、昨年、前事業者から譲渡を受けてから本年度2月までは、索道技術管理者が1人で行っていたが、来期から検査実施者を索道技術管理者、索道技術管理員2名の計3名で検査を実施する体制として、検査記録のチェック体制として、記録簿に索道技術管理者及び支配人の検印欄を設け、記録内容を確認する。</p> <p>(4) について。</p> <p>3月15日に全支柱について、当該ブラケットの取</p>

3. オーンズ・クウッドについて、閉口ガイドシューの一部に偏摩耗が見受けられた。

よって、握索に係る設備について適正に管理すること。

付けボルトについて点検ハンマーにて緩みの確認を実施。その結果、7号支柱締め付けを実施した。7号支柱以外は問題は無かった。

また、その後の運転による緩みが発生していないか、再度4月15日に当該ブラケットの取付けボルトの状態を確認し増し締めを実施。

当該取り付けボルトの緩みについては、営業運転による振動で脱索検出ブレークフォークのブラケットの取付けボルトが緩んだものと思われるが、2月27日に実施した1月検査では、支柱に登らず地上から確認していたため目視では発見できなかったものと思われる。

来期からの1月検査の実施にあたっては、索道技術管理者、索道技術管理員2名の計3名で検査を実施する体制とし、必ず、支柱に登り、当該ブラケットの取付け状態を目視確認する。

(5) について。

始業点検、適合確認検査の記録については、索道技術管理者が確認し良否の判断をすることとしていたが、その確認が不十分であったため記録漏れが発生。

また、逆転検出装置等保安装置の機能及び構造について、索道技術管理者、整備係員が十分に理解していない等、索道施設の整備検査体制に対する不備も判明。

3月15日に適合確認検査を行う係員に対し教育を行い、検査の実施方法について教育し徹底した、また、始業点検の実施方法については、その他の季節雇用の従業員の方を含め、適合確認検査を行う前にもう一度、教育を実施する。

また、朝礼、ミーティング等で始業点検簿の試運転記録を正確に記載することについて確認・指導を実施。

今後の対策として、これまで始業点検簿の確認は、点検実施者、索道技術管理者で行っていたがダブルチェックを強化するために支配人の検印欄を設け、3名で記録内容を確認する。また、始業点検簿について、試運転の点検項目に「運転状態の適否」が不足していたため点検項目を追加。

(6) について。

索受装置の経年劣化(ブッシュ・ピン等の摩耗)によるものと思われる。

4月23日に索受装置が垂直になるようにライナー調整を実施した。

今後、索受装置についてはシーズン終了時に垂直度の計測を実施し、管理値(垂直に対して1.5度未満)を超えたものについてはライナー調整を行い、調整後さらに管理値を超えた場合には索受装置の分解整備を行い必要部品の交換を行う。

十分な知識と技術力を持った技術管理者を選任し、索道施設についてシーズン前に確実に適合確認検査を行う。

また、係員に施設及び検査記録の重要性を十分認識させるよう営業開始前までに教育を実施する。今後、シーズン終了時に整備検査を実施したうえで整備計画を作成し、予防保全も含めて検査及び整備を行う体制を構築する。

2. について

3月23日に再度、係員に対し、保安装置の機能を十分理解させるように教育し、各保安装置動作の取扱を徹底した。

					<p>また、運転、監視室に簡易的な取扱マニュアルを常備して係員がすぐに確認できるようにした。</p> <p>今後は、正社員及びその他の季節雇用の従業員も含めて、来期の営業開始前までに教育を実施し、各保安装置動作時の取扱いを係員に徹底する。なお、教育を実施した場合は、実施日・出席者・講義内容を確実に記録し、欠席者の有無を確認、受講予定者が確実に受講できるように管理する。</p> <p>3. について</p> <p>握索機のランニングローラー及びリージングローラーの摩耗により、握索動作においてさらばねシャフト〜クランプピースで形成する動作機構が、ばね力の中立点(デッドポイント)をスムーズに通過できずに進行し閉口ガイドシューと接触することで強制的に閉口され、その接触により偏摩耗が発生したと思われる。</p> <p>リージングレバーのバックラッシュが基準内(寸法検査による)であることやメインパーツ・クランプピース握子部の異常摩耗(目視点検による)がないことから、ランニングローラー及びリージングローラーの摩耗量の大きいものは新品と交換することにより、さらばねシャフト引量不足が発生せず、閉口ガイドシューの偏摩耗は防げると考えます。ローラー関係は2月20日~21日に交換済で閉口ガイドシューについては6月30日に交換予定。</p> <p>適合確認検査時に握索機と場内機器と寸法確認(場内機器寸法測定表の項目を専用の測定工具を購入して測定)を実施して、握放索関連機器及び保安装置のクリアランス動作確認を確実に実施致し、握索に係る設備について適正に管理する。</p>
--	--	--	--	--	--